前期独自制度による授業料免除申請チェックシート（5-1）

**授業料免除申請チェックシート**

　令和　　年 　月 　日

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 学部・学科 | 学籍番号 | 年次 | 申請者  氏　名 |

**◎このチェックシートは独自制度による授業料免除申請用です。**

**◎その他の申請書類を提出する前に、本チェックシートを生計維持者の方と確認して必要な書類を準備してください。**

**◎重複する書類は1部を提出してください。**

**◎令和6年4月1日時点（以下、申請基準日）の状況を記入してください。 ただし、申請内容に変更が生じた場合は**

**令和6年4月30日（火）までに連絡してください。**

**◎詳細は学生生活支援情報HPの授業料免除制度「令和6年度前期 独自制度による授業料免除の手続案内」を確**

**認してください。**

(1)　 授業料免除のWeb登録は完了しましたか。

また、「Web完了のお知らせ（受付番号）」メールが届いていますか。※学期毎（前期・後期）に登録が必要です。

|  |  |
| --- | --- |
| ☐ はい | ☐ いいえ |
| 必ずWEB登録をおこなったうえで本チェックシートの回答をおこなってください。  詳細については下記URLを確認してください。 |
| URL：<https://gala.jim.u-ryukyu.ac.jp/exemption-system/> |

(2)　学力基準は満たしていますか。

|  |  |
| --- | --- |
| □はい | □いいえ　　・授業料免除の選考基準は、「学力の基準」を満たす必要があります。  　　　　　　　　・前年次までの通算GPAが2.80未満の者は「学修計画書」を提出してください。 |

(3)　修学支援新制度の対象外ですか。

※新制度の基準対象者の場合は必ず、新制度の申込みを行ってください。新制度の基準を満たす者であるにも関わらず、申請がない

場合は、独自制度の対象外となります。

|  |  |
| --- | --- |
| □いいえ | □はい　修学支援新制度の申込対象外の理由を下記から選択してください。  □大学等への入学時期等に関する資格の対象外のため（３浪以上のため）  □大学等への入学時期等に関する資格の対象外のため（学士入学のため）  □大学等への入学時期等に関する資格の対象外のため（社会人入学のため）  □再入学した年次が遡っており対象外であるため  □家計に係る基準（資産基準）が対象外のため  □家計に係る基準（収入基準）が対象外のため  ・不採用または支援の停止に関する通知もしくはJASSOシミュレーター印刷画面のコピーを提出して  ください。  □修業年限超過のため  □その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

前期独自制度による授業料免除申請チェックシート（5-2）

(4)　修学支援新制度の申請を併願していますか。

|  |  |
| --- | --- |
| □いいえ | □はい　・修学支援新制度が決定した場合、独自制度は取り下げとなります。 |

(5) 所得・課税証明書は準備していますか。

・「令和5年度（令和4年分）所得・課税証明書」（令和4年1月～12月分）

・生計維持者と申請者本人の収入・全ての所得・課税額（所得割額）の記載があるもの。

※「生計維持者」とは：<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/seikeiizisya.html>

※課税台帳記載事項証明書については、上記の内容が全て確認できる場合は、可とします。

※事項(7）を満たす者については、独立生計者として、申請者本人の所得・課税証明書のみで可となります。

|  |  |
| --- | --- |
| □はい | □いいえ ・令和5年1月1日に住民登録している市区町村で取得してください。 |

(6)　社会的養護を必要とし、満１８歳となるまでに以下の施設等に入所・養育されていましたか。

・児童養護施設　・児童自立支援施設　・児童心理治療施設（情緒障害児短期治療施設から改称）

・児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）　・小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム） ・里親に養育

|  |  |
| --- | --- |
| □いいえ | □はい 　　・ 「申立書」を提出してください。　（A4用紙、様式は任意。ただし、申立人の署名・捺印が必要） |

(7) 自ら生計を営む者で、以下の①～④いずれにも該当する者ですか。（配偶者がいない場合は③を除く。）

①所得税法上、申請者が父母、祖父母、おじおば等（以下「父母等」という。) の扶養親族でない者で、父母等と別居していること。

②健康保険において、申請者が父母等の被扶養者でないこと。

③申請者本人に配偶者がある場合は、所得税法上、配偶者の扶養親族でない者で、かつ、配偶者自身もその父母等の扶養親族でないこと。

④申請者本人に収入があり、その収入について所得課税証明書を発行できる者。

|  |  |
| --- | --- |
| □いいえ | □はい 以下の独立生計者として該当するための証明書類を全て提出してください。  　　①関係　・・・　次のうち、該当するもの１つ  　　　　　　　　a.父母等の「令和5年分給与所得の源泉徴収票」のコピー  　　　　　　　　b.父母等の「令和5年分確定申告書」のコピー（第１表・第２表）  　　　　　　　　c.父母等の「令和6年度市町村県民税申告書」のコピー（両面）  　　　　　　　　d.父母等の「令和5年分公的年金等の源泉徴収票」のコピー  ②関係　・・・　健康保険証（申請者本人）のコピー  ③関係　・・・　健康保険証、所得課税証明書（配偶者）のコピー  ④関係　・・・　所得・課税証明書（申請者本人）  ※②と③について、被保険者等記号・番号等はコピー後、黒ペンで塗りつぶして提出してください。有効期限が  令和6年3月末日で切れる場合は、更新分が届き次第、速やかにコピーを提出してください。 |

(8)　住民票謄本は準備していますか。（発行から3か月以内のみ有効。同一生計者の確認のため。住民票抄本不可）

・家族が就学のために転出し、就学者氏名が載っていない場合でも提出してください。

・申請者が自宅外通学で、既に住民票を転出している場合は、申請者の住民票謄本は提出不要です。

・「家庭調書」にある全員の氏名が記載されているか確認してください。

|  |  |
| --- | --- |
| □はい | □いいえ  ・審査に必要なため、必ず提出してください。  ・提出時に4月1日からの住所が未定の場合は、その旨を住所欄に鉛筆で記入し、令和6年4月30日（火）  までに提出してください。　→　提出予定日（　　月　　日） |

前期独自制度による授業料免除申請チェックシート（5-3）

(9)　ひとり親世帯ですか。

|  |  |
| --- | --- |
| □いいえ | □はい　（続柄：　　　　 　氏名：　　　　　　　　　　　 　）  ・同一生計の父または母の戸籍謄本（全部事項証明）を提出してください。 |

(10) 申請基準日以前より、父または母は別居状態ですか。

|  |  |
| --- | --- |
| □いいえ | □はい  ・「申立書」（A4用紙、様式は任意。ただし、申立人の署名・捺印が必要）  ・別居の至った経緯、別居年月日、別生計であること。生活状況・離婚手続状況、援助の有無（援助が  あれば、月額を記載）など、詳しく記載してください。  ・内容によってはひとり親世帯として扱います。  ・「申立書」は申請者と同一生計の父または母が記入してください。 |

(11)　東日本大震災等、下記に該当する被害状況が継続していますか。

　　　　※現在、被害状況が修復されていれば災害に該当しません。

|  |  |
| --- | --- |
| □いいえ | □はい　下記の該当する項目を選択してください。  　　　　　□東日本大震災　　　□熊本地震　　　□平成30年7月豪雨　　□北海道胆振東部地震  　　　　　□令和元年8月9月豪雨、10月台風等　　　□能登半島地震  　上記のチェック内容は、申請書の「申請理由」にも記載ください。 |

(12) 申請基準日以前、 6か月以内（新入生は入学前1年以内)に、申請者または生計維持者が風水害、火災等の被害がありましたか。

|  |  |
| --- | --- |
| □いいえ | □はい 災害の内容→　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  ①「被害状況申立書」（学生支援課学生援護係窓口・FAX・メールにて配付）  ②「罹災証明書」または「被災証明書」（被害内容が記載されたもの）  上記①②を提出してください。 |

(13) 申請基準日以前、6か月以内（新入生は入学前1年以内)に、生計維持者の死亡がありましたか。

|  |  |
| --- | --- |
| □いいえ | □はい　（続柄：　　　　 　氏名：　　　　　　　　　　　 　）  ・「死亡診断書」のコピーまたは死亡日の記載がある書類（戸籍謄本等）を提出してください。 |

前期独自制度による授業料免除申請チェックシート（5-4）

(14) 申請基準日以前、令和4年1月1日～令和6年4月末まで（予定含む）に、申請者または生計維持者に退職した者はいますか。

|  |  |
| --- | --- |
| □いいえ | □はい　（続柄：　　　　 　氏名：　　　　　　　　　　　 　）  下記①または②を提出してください。  ①「退職証明書」  ②「退職申立書」（学生支援課学生援護係窓口・FAX・メールにて配付）  　　　※退職予定の場合は②を提出してください。  →退職予定日（　　　月　　　日　）・書類提出予定日（　　　月　　　日）  以前、上記書類を提出している場合は、再度提出する必要はありません。以前提出した  年度と学期を記入してください。  　　　　　年度　　□前期　　□後期 |

(15) 申請基準日以前、令和4年1月1日～令和6年4月末まで（予定含む）に、自営業（内職含む）廃業者はいますか。

|  |  |
| --- | --- |
| □いいえ | □はい　（続柄： 　氏名： 　）  下記①または②を提出してください。  ①「個人事業の廃業届」のコピー  ②「申立書」（廃業の内容及び廃業した年月日を記入してください）  （A4用紙、様式は任意。ただし、申立人の署名・捺印が必要）  ※予定の場合→廃業または終了予定日（　　月　　　日）　・書類提出予定日（　　月　　　日）  以前、上記書類を提出している場合は、再度提出する必要はありません。以前提出した  年度と学期を記入してください。  　　　　　年度　　□前期　　□後期 |

(16)　令和4年1月1日～令和6年4月末まで（予定含む）に生計維持者または申請者本人に就職、転職した者はいますか。

または、令和4年中または令和5年中と比較し、生計維持者または申請者本人の給与等の収入（正社員・パート・アルバイト含む）

が、10％以上の変動（ボーナス含む）が見込まれる者はいますか。（休職中含む）

|  |  |
| --- | --- |
| □いいえ | □はい　（続柄：　　　　 　氏名：　　　　　　　　　　　 　）　　　□勤務先が2か所以上  　　　・ 「給与等支払（見込）証明書」を提出してください。  ※令和6年4月以降もお勤めの職場にて発行ください。以前提出した場合でも直近6か月分を再提出してください。 |

(17)　令和4年1月1日～令和6年4月末まで（予定含む）に生計維持者または申請者本人に、自営業（開業・農業・不動産等）を始め

た者がいますか。

または、令和4年中または令和5年中と比較し、生計維持者または申請者本人の所得に10％以上の変動が見込まれる者がいますか。

（申請時以降も上記所得のある者が該当）

|  |  |
| --- | --- |
| □いいえ | □はい　（続柄：　　　　 　氏名：　　　　　　　　　　　 　自営業開始年月（予定含む）：　　　年　　月　）  「収支決算報告書」(学生支援課学生援護係窓口・FAX・メールにて配付）  ・提出予定日（　　　月　　　日　）  上記の書類を提出してください。 |

前期独自制度による授業料免除申請チェックシート（5-5）

(18)　 修業年限（長期履修生は履修を認められた期間）を超過していますか。

|  |  |
| --- | --- |
| □いいえ | □はい  「修業年限超過者申請書」を提出してください。  最短修業年限を超過した学生が、授業料免除の対象となるためには、以下の理由が必要です。  ・病気のため(原則、診断書等の確認が必要です)  ・留学のため  ・転学部、転学科、編入学等のため  ・出産、育児又は家族の介護による休学のため  ・休学して公共的な事業に参加した場合  ・経済的理由による休学の場合  ・その他、上記理由と同等の事情があると認められる場合 |

(19)　下記の書類を準備し、必要事項の記入を確認しましたか。

|  |  |
| --- | --- |
| □いいえ | □はい  下記の該当する項目をすべて選択してください。  □令和6年度前期 琉球大学 独自制度授業料免除・徴収猶予申請書（様式第1号）　・　家庭調書  □所得・課税証明書  □住民票謄本  □琉球大学独自制度による授業料免除の学修計画書  □その他  ・  ・  ・ |

(20) 上記の（1）～（19）の項目以外で、特に説明を要することはありますか。

|  |  |
| --- | --- |
| □いいえ | □はい  ・内容を具体的に記入してください。          ・書類を追加する場合がありますので、担当者に相談してください。 |

**注意事項**

1. 作成基準日は令和6年4月1日とし、作成基準日以降、申請内容に変更が生じた場合は、令和6年4月30日（火）までに連絡

してください。

②　追加書類等の連絡があるにも関わらず本学が指定する日までに提出しない場合は、書類不備で不許可となります。

③　審査上、確認事項が生じた場合は、申請者が記入したメールアドレス及び電話番号に連絡します。本学が申請者と連絡が取れな

いことにより申請者が不利益を被った場合、本学はその責を負いません。